

## 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1. 概要

#### (1) 職業能力開発促進法施行規則別表見直しの概要

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）別表には、主要な産業分野に係る職業訓練を実施する際の標準的な内容が、訓練科ごとに基準として示されている。

当該規則別表の内容は、年数の経過により近年の技術動向等から乖離している部分が見られることから、これを見直す必要が生じていた。

そのため、前年度において、特に優先度が高い金属・機械分野を対象に、有識者等で構成される専門調査員会を職業能力開発局に設置し、見直しを目的として調査・検討を行ったところであり、本年度はこれを基に規則別表の改正を行う。

#### (2) 本省令の内容

専門調査員会の調査・検討結果に基づき、規則別表第2及び別表第4中金属・機械分野に関し、既存訓練科についての内容の一部見直し及び新たな訓練科の設置等の改正を行うものである。

また、これに伴い、職業訓練を担当するための資格である職業訓練指導員免許（以下「免許」という。）に関し、新設した訓練科を担当する際に必要な免許職種について整備する必要があるため、これについて規定している規則別表第11の一部を改正するものである。

さらに、改正の際に、現に改正前の既存訓練科を受講する者に不利益が及ぶことのないよう、附則において経過措置を定めるものである。

### 2. 公布日

平成19年3月

### 3. 施行日

平成19年4月1日